

2020年4月11日

ジュニアスクール生の皆様
保護者様各位

株式会社フラッグス
フラッグスゴルフスクール

緊急事態宣言発令に伴う臨時休校のお知らせ

平素よりフラッグスジュニアスクールをご利用いただき、誠にありがとうございます。

先般、首都圏および大阪府など7都府県において新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令されました。弊社でも各練習場さまおよび最新の情報などに基づき協議をしてまいりましたが、スクール生の皆様およびコーチの新型コロナウイルスの感染拡大による安全確保するべく下記の通り臨時休校させていただきます。急なご案内となりお客様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

記

【対象スクール会場】

千葉エリア : 佐倉四街道校 原木中山校 船橋校

埼玉エリア : 志木校 北本校 桶川校 幸手校 上尾校 大宮校（練習場休業中）

【休校期間】

2020年 4月12日（日）～5月6日（水）

【休校中の対応】

原則、休校中は休会とさせていただきます。

【休校期間中の会費調整について】

対象会員	内容
全ジュニアスクール生	2020年4月分の月会費を再開月に充当

【再開後の対応について】

現在、2020年5月7日（木）より再開を予定しています。事前の休会延長・退会の申請がなかった場合、原則、自動で5月ご受講分よりスクール再開となります。

口座振替につきましては、4月分の月会費を5月分に充当いたしますので、6月分（5月27日振替）より開始となります。

なお、今後の政府の発表等により変更となる場合がございますので、予めご了承ください。

【休会の延長について】

2020年5月7日（木）よりスクール再開予定となります、5月以降の休会をご希望の際は、必ずお客様ご自身にて、休会申請を2020年5月10日（日）までにお願い致します。

上記期間までに休会延長の申請がないお客様につきましては、自動再開となります。

【休会申請方法】

緊急事態宣言発令中における休校期間中は、WEB受付フォームまたは平日お電話にて受付となります。

- ① 弊社HP受講生専用サイトより申請 <https://members.e-flags.jp/>



- ② コールセンターより申請（営業時間：平日10:00～17:00）

TEL: 048-796-0068

【傷害保険料について】

月会費に含まれている傷害保険料（¥100/月）につきましては、臨時休業期間中に限り、弊社にて負担させていただきます。

【臨時休校中のお問い合わせについて】

フラッグスゴルフスクール コールセンター : 048-796-0068 (平日 10:00～17:00)
フラッグスゴルフスクール お問合せメール : contact@e-flags.jp